

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人武田学園
②設置大学名称	広島文教大学
③担当部署	学園統括部 総合支援課
④問合せ先	082-814-3191
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 25 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/">https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/</a>
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明
該当なし	

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明
該当なし	

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の使命及び目的は、学園の建学の精神と「育心育人」という教育理念を踏まえて定められ、平易な文章を用いて簡潔に文章化されている。また、教育研究目的についても同様に、建学の精神を踏まえ、各学科の研究目的を明確に規定している。</li> <li>・ 学生に対しては、「育心の時間」を活用して、月に1回プログラム「育心」を学科学年ごとに展開するなど、主体的に学ぶ習慣が確立されている。</li> </ul>
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学は、教育理念「育心育人」に基づき、学生の持てる才能を伸ばし育てることによって自立の精神と実践力を養う教育を目指している。</li> <li>・ この教育理念と学則及び教育研究目的を踏まえて平成 24 年に学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを見直した。また、平成 29 年には、改定された学校教育法施行規則第 165 条の 2 の定めに基づき三つのポリシーを大幅に改定したほか、令和 6 年 2 月には、改訂された高等学校学習指導要領によって学んだ高校生が受験年度を迎えることに伴って、アドミッション・ポリシーの一部改訂を行った。</li> <li>・ この三つのポリシーは、取り巻く環境の変化に伴い最適化を目的に見直しを行っている。</li> </ul>
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学長の職務と権限は、「職務・権限に関する規程」に詳細に定められている。また、副学長は「組織規程」において、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものと明記されており、副学長 2 人（校務運営担当 1 人、教学担当 1 人）と学長補佐 1 人（地域連携担当）を配置している。</li> <li>・ 教授会は設置されているが、審議事項は学生の進級・卒業認定や教員選考に関するものに限られている。代わりに限られたメンバーで協議する大学運営協議会を設置しているが、教学運営について学長が決定を行うにあたり意見を述べる諮問機関であり、学長の最終判断が協議会の審議結果に拘束されるものではない。</li> </ul>
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内の校務組織であるセンター、委員会、部会等に教員と職員が適正に配置され、教職協働が進んでいる。</li> </ul>
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等教育研究センター主導により、「学生による授業評価アンケート」で高い評価を得た科目を中心に公開授業を実施する</li> </ul>

の策定及び推進	ことにより、教員の教授方法の向上を目指している。FD・SD研修会を夏期と冬期の年2回計画し、教職員の能力向上を図っている。
---------	---

## 原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	・中期的な計画について、令和3年度から令和7年度までの中期経営計画「第2次文教マスタープラン」を策定している。実施工程表を活用し1年ごとにPDCAサイクルを回すことで計画の実質化を目指している。
実施項目 1-2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	・計画実行段階における進捗状況の確認と教職員への情報共有を図るため、年に1回宛、中間報告会と成果報告会を定期的に開催している。また、その進捗状況について、理事会・評議員会に報告している。

## 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	・学科単位でアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページに公表している。
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間栄養学科の学生がフードドライブ活動にとどまらず、「循環型農業の実践とレシピ開発」に着手したほか、人間福祉学科の学生有志が大学祭において小児がん患者に対する支援活動を実施するなど、様々な取り組みを行っている。</li> <li>・グローバルコミュニケーション学科の教授とゼミ生が、大学近隣の地域運営委員会の「暮らしやすいまち実現のための住民アンケート調査」を集計・分析し報告書を作成するなど、地域活性化に向けた取り組みを進めている。</li> </ul>

## 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	・職員の募集は、永年中途採用が主体であったことより、他業種からの転職者が多数を占めている。そのため、統一された価値観や偏見には捉われておらず、多様な考え方を受け入れる土壌が形成されている。
実施項目 2-2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	・理事、評議員、監事の総数 25 人のうち女性役員は 6 人と少数であるが、学園の事務部門を統括する学園統括部においては、12 人の管理職ポストのうち 7 人は女性が占めている。学園の創

	設者が女性であり、また、女子専門学校の設立からのスタートでもあったことより、ジェンダーに関係なく能力に応じた適切な人事運用が行われる風土が根付いている。
--	--

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会の選任については、私立学校法第 30 条に記載された理事の前提条件を参考に理事候補を選任し、「寄附行為」に定められた選任機関において評議員会への諮問を行うことで、機関内および機関間の牽制が適切に機能する体制を構築している。</li> </ul>
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会の役割や議決事項、議事録の作成、業務執行の監督等は「寄附行為」に定められ、また、審議事項や臨機処置等の具体的な運用方法は「理事会規程」に明記され、ルール通りに運用されている。</li> <li>・令和 6 年度までの評議員会は、理事全員が評議員を兼務していたことより、理事が評議員の意見を直接伺える機会を得られていたが、令和 7 年度からは兼務が認められないことより情報の共有が難しくなることが予想される。協働体制を確立するためには、理事会や評議員会双方が有している情報の共有が重要であることより、理事会、評議員会の情報の均質化を意識した運営を心掛けていく。</li> </ul>
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な外部研修等への参加は実施していないが、理事会において、私学法の改正内容や同法が求めている内部管理体制の整備がどのようなものなのかについて、分かり易く説明するなどの情報提供を心掛けている。</li> </ul>

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事の選任機関は「寄附行為」において評議員会と定め、ルール通りに運用されている。</li> </ul>
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事監査、内部監査とともに年度ごとの監査計画を策定し、理事会・評議員会に報告するとともに、監査結果についても必ず報告している。また、会計監査人との情報交換も定期的に行っており、連携も図れている。</li> <li>・ただ、監事は令和 6 年 10 月より、非常勤監事に移行しており、監事監査の実効性を高めるためには、如何に監事が寄附行為や監事監査規程に定めた調査権限を実行できるかにかかっていることより、事後フォローを徹底していく。</li> </ul>

実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機 会の充実	・現在の監事は、平成 28 年 6 月まで東証プライム上場企業にお いて常勤監査役の経験がある監事であり、監査等に係る十分 な知識を有していることより、研修等は必要ないと考えてい る。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・ 構成割合についての考え方 の明確化及び選任過程の透 明性の確保	・評議員の選任方法は「寄附行為」に定められており、ルール 通りに運用されている。特に候補の選定においては、ステー クホルダーの出身校や経験、年齢等のバランスを十分に考慮 した選出を心掛けている。
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確 保及び理事会との協働体制 の確立	・評議員会における諮問事項や評議員の選任方法は「寄附行 為」に定められており、ルール通りに運用されている。
実施項目 3-3 ③	説明
評議員への情報提供・研修 機会の充実	・特別な外部研修等への参加は実施していないが、評議員会に おいて、私学法の改正内容や同法が求めている内部管理体制 の整備がどのようなものなのかについて、分かり易く説明す るなどの情報提供を心掛けている。

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備 及び事業継続計画の策定・ 活用	・内閣府が改正した「避難勧告等に関するガイドライン」に沿 い、学生寮の変更や補強工事に取り組んだ他、気象庁の「防災 気象情報の伝え方の改善」を参考に臨時休講措置の取扱いを 変更するなど、大規模災害に対する備えを臨機応変に対応し ている。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整 備	・人権侵害防止に関するガイドラインを制定するとともに、人 権侵害防止委員会とハラスメント相談室を設置し、初期段階 で解決する体制を構築している。また、健全な学生生活を支 援する目的で、新入生にハラスメント相談と対応についての 研修を実施するとともに、パンフレットを作成し周知に努め ている。学生からも年間数件の相談が持ち込まれており、快 適なキャンパスの維持に貢献している。 ・「公的研究費の管理・監査に関する規則」を制定し、コンプラ イアンス教育も含めた、公的研究費の適正な管理体制を構築 している。

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報公開規程」並びに「情報公開規程に関する細則」を制定し、公表基準や対象等を定めたうえで、事業報告書や財務情報および認証評価結果等を含め、適時適切な情報公開を行っている。</li> </ul>
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行規則や私立学校法等の法令等に基づき公表する とした情報は、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報 とともに、大学ホームページに全て掲載している。</li> <li>・情報公開にあたっては、大学ホームページ、大学ポートレート の他、大学案内等の各冊子も活用するなど、伝えたい相手に 応じて工夫をしながら積極的に情報公開している。</li> </ul>

#### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明